

各国比較表

1 育児に対する経済的支援

	フランス	ドイツ	イタリア	オランダ	ノルウェー
児童手当等	<p>【家族手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 社会保障法典 ・管理運営主体 家族給付全国金庫(CNAF) ・財源 主に企業の拠出金 ・受給要件 20歳未満の子どもを2人以上扶養している者 ・給付内容 子どもの年齢や数に応じて決まる。11歳未満の子ども2人の場合月額112,591-0(2004年) <p>【乳幼児迎入れ入手当の基礎手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令、管理運営主体、財源 家族手当に同じ ・受給要件 2004年1月1日以降に生まれた3歳未満の子どもがいる、親(所得や子どもの数に応じて制限がある) ・給付内容 月額161,661-0 ・給付期間 子どもが満3歳になるまで <p>※上記以外に様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。</p>	<p>※ドイツでは、児童手当が児童扶養控除を選択できる。</p> <p>また、2歳以下の子どもを持つ非就業、不完全就業(週30時間以下の就業)の者(両親休暇取得中の者も含む。)は育児手当を受給できる(就業経験のない者も受給可能)。</p> <p>【児童手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 1996年租税法及び児童手当法 ・管理運営主体 連邦雇用機関、家族金庫 ・財源 連邦(74%)及び州・市町村(26%)の一般財源 ・受給要件 18歳未満(失業者は21歳未満、学生は27歳未満、障害者は無制限、ただし年収7,1881-0を超えてはならない)の子どもを扶養している者 ・給付内容 第1子から第3子までは月1541-0、第4子以降は1人につき1791-0 <p>【児童扶養控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 1996年租税法 ・適用要件 児童手当と同じ。 ・控除内容 子ども1人につき年間5,8081-0(基本額3,6481-0、教育費用相当額2,1601-0)が所得から控除される。 <p>※他に社会保障上の優遇措置がある。</p>	<p>【家族手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 全国社会保障機関 ・受給要件 農家や自営業者で未成年の子どものいる世帯 ・給付内容 子ども1人当たり月額10,211-0(所得制限あり。3人家族の場合、年収19,555,121-0以上で支給停止。) <p>【核家族手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 1988年法律第153号 ・管理運営主体 全国社会保障機関が中心 ・財源 全国社会保障機関が中心 ・受給要件 未成年の子を3人以上持つ被用者に対して、家族構成と家族総所得に応じて支給 ・給付内容 例えば未成年の子3人の世帯で世帯所得が19,904,351-0以下の場合、月110,581-0が年に13回。 <p>【コムーネによる出産手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 財務法(1998年法律第448号) ・管理運営主体 コムーネ ・財源 国民社会政策基金 ・受給要件 世帯所得が一定以下の1999年7月2日以降に出生した子を持つ母親 ・給付内容 毎月278,351-0最大年1391,751-0(2004年) ・給付期間 最大で5か月、1391,751-0にいたるまで。 <p>【全国社会保障機関が所掌する出産手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 2000年財務法(1999年法律第488号) ・管理運営主体 全国社会保障機関 ・財源 国の一般財源 ・受給要件 社会保険料納付期間等の要件を満たす2000年7月2日以降に出生した子を持つ母親 ・給付内容 一時金1671,761-0(2004年)、類似手当受給者に関しては併給調整あり。 <p>【第2子に対する手当】(国による一時金支給制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 2003年テクレトレッジ第269号 ・管理運営主体 国 ・財源 国の一般財源 ・受給要件 2003年12月1日から2004年12月31日までの間に第2子以降の子を出産した母親 ・給付内容 1,0001-0 	<p>※オランダでは、児童手当が税制上の優遇措置を選択できる。</p> <p>【児童手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 1989年一般児童手当法(AKW) ・管理運営主体 社会保険銀行(SVB) ・財源 国庫 ・受給要件 3か月単位で支給。所得及び国籍に関係なく18歳未満の子どもを持つ者 ・給付内容 子どもの年齢、数、同居の有無によって変わるが、0歳以上6歳未満176,621-0、6歳以上12歳未満214,461-0、12歳以上18歳未満252,311-0 <p>【児童控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用要件 18歳未満の子どもがいる世帯 ・控除内容 世帯最高所得者の年収等によって変わる。18歳未満の子どもが3人以上いて、最高所得者の年収が28,0791-0以下の世帯の場合、7211-0が控除される。 <p>【補足児童控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用要件 18歳未満の子どもがいる世帯の中で最も所得のある者が65歳未満の場合 ・控除内容 児童控除に加え、3541-0が控除される。 <p>【ひとり親控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用要件 18歳未満の子どもがおり、かつひとり親の場合 ・控除内容 児童控除に加え、3541-0が控除される。 <p>【コンビネーションタックスクレジット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用要件 12歳未満の子どもを持ち、就労している親 ・控除内容 親1人当たり、2251-0が控除される。 	<p>【児童手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 児童手当法 ・管理運営主体 国民保険事務所 ・財源 国民保険 ・受給要件 0~17歳の子どもを持つ親 ・給付内容 基本手当は子ども1人当たり月額972加-ネ(2002年)。他に北部地域特別補助給付(同316加-ネ)がある。1人親に対しては、基本手当が1人分追加。 <p>【家庭保育手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令 国民保険法 ・管理運営主体 国民保険事務所 ・財源 国民保険及び一般財源 ・受給要件 1~2歳児を家庭等で保育する親 ・給付内容 保育施設に預けている時間数で決まる。全く預けていない場合は子ども一人当たり月3,657加-ネ。 <p>※他に、税制上又は社会保障上の優遇措置等がある。</p>

序章

[諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策]

2 子育てと仕事の両立支援

	フランス	ドイツ	イタリア	オランダ	ノルウェー
(1) 出産休暇	<ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 労働法典 休暇期間 産前6週間+産後10週間(産後6週間を含めた8週間は義務。3人目以降又は双子以上の場合は特例あり。) 取得要件 雇用され出産予定のある女性 休暇期間中は出産手当が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 母性保護法 休暇期間 産前6週間及び産後8週間の計14週間 取得要件 雇用され出産予定のある女性 休暇期間中は母性手当が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 1971年法律第1204号「母親労働者保護法」、2000年法律第53号、2001年テクレトレッジ第151号 休暇期間 産前2か月+産後3か月、又は産前1か月+産後4か月の計5か月。労働内容により産後7か月まで延長が可能。 取得要件 女性労働者 休暇期間中は出産手当が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 労働とケア法 休暇期間 16週間(産前6~4週間、産後10~12週間のうち) 取得要件 女性労働者及び自営業者 休暇期間中は出産手当が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 労働環境法(休業の権利)、国民保険法(手当) 休暇期間 女性労働者は産前12週間(うち3週間は義務付け)、産後6週間(義務付け)。男性労働者は2週間(無給)。 取得要件 男女労働者 休暇期間中は出産手当が支給される(女性のみ)。
出産休暇中に支給される手当	<p>【出産休暇手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 全国医療保険金庫 財源 医療保険(医療保険は企業及び個人の拠出金で運営されている) 給付内容 税・社会保険料込み賃金の80% 	<p>【母性手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 疾病金庫、連邦保険庁 財源 労使の保険料及び国庫負担 給付内容 疾病金庫又は連邦保険庁から1日につき就労禁止期間の開始前3か月間の平均手取り日額が支払われる。疾病金庫からは1日131-0、連邦保険庁からは総額2101-0が上限。休暇期間中も平均賃金相当額が使用者から支払われ、母性手当を受給した場合にはその額が控除される。 	<p>【出産手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 全国社会保障機関(INPS) 財源 全国社会保障機関、一部国援助 給付内容 賃金の80%(事業主が支払い、全国社会保障機関に還付請求する)。 	<p>【賃金補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 労働者は失業保険制度(AWF)、自営業者は就労不能保険制度(WAZ) 財源 失業保険及び就労不能保険 給付内容 日額163,331-0(2002年7月)を上限として、賃金の100%を保障 	<p>【出産手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 児童・家族省 財源 国民保険 受給要件 休暇の直前10か月に6か月以上国民保険対象の就労を行っていた女性。自営業者を含む。 給付内容 休暇前賃金相当額の80%又は100%のいずれかを選択できる(80%の場合、有給の出産・育児休暇期間は52週間となり、100%の場合は42週間となる)。年収325,020クローネが上限。 給付期間 産前3週間、産後6週間。
育児休暇	<p>【養育休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 労働法典 休暇期間・取得方法 ①1~3年休職する、②パートタイム労働(週16~32時間)に移行する、③職業教育を受ける、のいずれかの方法又はその組み合わせである。 取得要件 1年以上同じ企業で働いている労働者 休暇中の手当 無給だが、要件を満たせば乳幼児迎え入れ手当の賃金補助が支給される。 	<p>【両親休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 育児手当法 休暇期間・取得方法 最長3年間。両親の一方だけが取得することも、双方が同時に取得することも可能。4回まで分割して取得することもできる。また、使用者の同意があれば、休暇期間中週30時間以内のパートタイム就業も可能である。 取得要件 労働関係が継続して6か月を超えている労働者 休暇中の手当 無給だが、要件を満たせば育児手当が支給される。 	<p>【両親休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 2001年テクレトレッジ第151号 休暇期間・取得方法 子が8歳に至るまで、両親合計で10か月(母親は最大6か月、父親は最大7か月)。両親とも同時に又は別々に取得することができる。 取得要件 8歳未満の子どもを養育する労働者 休暇中の手当 賃金の30%まで支払われる。その分はまず事業主が労働者に支給し、事業主は全国社会保障機関に還付請求する。 	<p>【育児休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 労働とケア法 休暇期間・取得方法 両親とも同時に又は別々に取得可。また、時間単位で取得するか、フルタイムで取得するかを選択可。時間単位で取得する場合は契約労働時間の50%を6か月間、フルタイムで取得する場合は最大13週間取得できる。労使の合意があれば、育児休暇を3回に分割して取得できる。 取得要件 1年以上同じ企業で働いており、8歳未満の子どもを養育する労働者 休暇中の手当 民間の労働者は労働協約に特別の定めのない限り無給である。公的部門の労働者は賃金の75%まで支給される。 	<p>【育児休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令 労働環境法(休業の権利)、国民保険法(手当) 休暇期間・取得方法 育児休暇は最長で3年間取得できる。産後6週間の出産休暇明けから子どもが1歳になるまでの期間は、両親が分割して取得できる。残る2年については両親がそれぞれ最長1年ずつ育児休暇を取得できる(1人親の場合1人で2年間取得可能)。なお、国民保険からの手当が支給される期間(52又は42週間)のうち4週間については父親が取得(パパ・クオータ)しないとその分手当の支給期間が短縮される。 取得要件 男女労働者 休暇中の手当 国民保険より支給 【パパ・クオータ制】 父親休暇の欄参照
育児休暇中に支給される手当	<p>【乳幼児迎え入れ手当の賃金補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 家族給付全国公庫(CNAF) 	<p>【育児手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 連邦家族・高齢者・女性・青少年省 財源 	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 全国社会保障機関 財源 全国社会保障機関 受給要件 		<p>【育児休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 児童・家族省 財源 国民保険

	フランス	ドイツ	イタリア	オランダ	ノルウェー
	<ul style="list-style-type: none"> ・財源 企業からの拠出金等 ・受給要件 3歳未満の子どもが1人以上いる家族 ・給付内容 労働時間等により異なる。完全休暇取得で基礎手当を受給していない場合、月501.591-0。 ・給付期間 第1子が生まれた場合には最長6か月。子どもが2人以上いる場合は、対象となる子どもが満3歳になる前の月まで受給できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の一般財源 ・受給要件 子どもを養育する非就業又は就業時間週30時間以下の者(両親休暇取得中の者も含む)。 ・両親休暇に伴う給付ではなく、就業経験のない者も支給することができる。 ・給付内容・期間 月額3071-0を24か月又は月額4601-0を12か月 	<ul style="list-style-type: none"> ・8歳未満の子を養育する両親 ・給付内容 賃金の30%が事業主から支払われる。事業主は全国社会保障機関に還付請求する。 ・給付期間 休暇期間に同じ。 		<ul style="list-style-type: none"> ・受給要件 休暇の直前10か月に6か月以上国民保険対象の就労を行っていたこと(父親の受給のためには父母ともに要件を満たすことが必要)。自営業者を含む。 ・給付内容・期間 80%か100%のいずれかを選択できる。80%を選択した場合、有給の出産・育児休暇期間は52週間となり、100%の場合は42週間となる。これらの期間は、母親と父親にそれぞれ限定された休暇期間(母親：産前3週間、産後6週間。父親：パパ・クォータの4週間を含む期間)である。
父親休暇	<ul style="list-style-type: none"> 【父親休暇】 ・根拠法令 労働法典 ・休暇期間 合計11日(双子以上の場合は18日間)。出産から4か月以内に取得しなければならない。 ・取得要件 労働者、職業教育受講者、失業手当受給者 	<ul style="list-style-type: none"> ・両親休暇(育児休暇の欄参照)を取得できる。 ・父親だけが取得できる休暇制度はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 【父親休暇】 ・根拠法令 1971年法律第1204号「母親労働者保護法」、2000年法律第53号、2001年デクレトレッジ第151号 ・休暇期間 出産休暇と同じ。 ・取得要件 母親が死亡、重病、子の養育放棄をしたとき。父親が独占的に子の養育を行っているとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 【父親休暇】 ・根拠法令 労働とケア法 ・取得要件 子を出産した女性の配偶者又は子を認知した人 ・休暇期間 2日間 	<ul style="list-style-type: none"> 【出産休暇】 出産休暇の欄参照 【パパ・クォータ制】 ・根拠法令 労働環境法に規定はなく、国民保健法に休業中の給付について規定されている。 ・休暇期間 労働環境法で義務付けられている母親の産後6週間の休暇の後から子どもが1歳になるまでの間の最大4週間。 ・取得要件 父母が育児休暇給付の受給権を持ち、パパ・クォータ取得時に母親が50%以上の就業割合で仕事に復帰していること。
父親休暇中に支給される手当	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 全国家族給付金庫 ・財源 主に企業の拠出金 ・給付内容 税・社会保険料込み賃金の80% 		<ul style="list-style-type: none"> ・給付内容 出産休暇と同じ。 ・給付期間 出産休暇と同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付内容 使用者が賃金の100%を補償 	<ul style="list-style-type: none"> 【パパ・クォータ制】 ・管理運営主体 児童・家族省 ・財源 国民保険 ・給付内容 出産前の母親の就業割合に応じた賃金相当額。パパ・クォータ制を利用しない場合、出産・育児休暇手当の支給期間(合計52週間又は42週間)がその分短縮される。 ・給付期間 4週間
看護休暇	<ul style="list-style-type: none"> 【子どもに付き添うための休暇】 ・根拠法令 労働法典 ・休暇期間・取得方法 1回の休暇期間は最長4か月であり、2回更新できる。 ・取得要件 重病、重度の障害を持つか、事故に遭った20歳未満の子どもがいること ・休暇中の手当 子どもに付き添うための手当が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> 【看護休暇】 ・根拠法令 疾病保険法 ・休暇期間・取得方法 子どもが12歳未満一人につき年間10日まで。親一人につき、年間25日を超えてはならない。 ・取得要件 ①子どもの年齢が12歳未満であること、②看護のため欠勤が必要であることを医師が証明すること、③他の家族が看護できないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 【子の病気に係る休暇】 ・根拠法令 2001年デクレトレッジ第151号 ・休暇期間・取得方法 子が3歳までは病気の日数分全日、3~8歳の期間については、年間5日まで。 ・取得要件 病気の子を看護する労働者 ・休暇中の手当 無給。国からの給付はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 【短期看護休暇】 ・根拠法令 労働とケア法 ・休暇期間 年間最高10日間 ・取得要件 在宅の病気の子どもや配偶者又は親の介護のため。 ・休暇中の手当 使用者から賃金の70%が支払われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 【看護休暇】 ・根拠法令 労働環境法(休業の権利)、国民保健法(手当) ・休暇期間 労働者1人につき、年10日間。子どもが2人の場合は同15日間(1人親は同20日間と30日間)。 ・受給要件 病気の子どもを看護する労働者 ・休暇中の手当 国民保険から賃金相当額が支払われる。

	フランス	ドイツ	イタリア	オランダ	ノルウェー
看護休暇中に支給される手当	<p>【子どもに付き添うための手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 家族給付全国公庫(CNAF) 財源 企業からの拠出金等 給付内容 仕事を休む場合、月額823,311-0(一人親は増額、パートで働く場合は減額される) 	<ul style="list-style-type: none"> 休暇中の手当 傷病手当金が支給される。 <p>【傷病手当金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 疾病金庫 財源 疾病保険 給付内容 賃金日額の70% 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 使用者から賃金の70%が支払われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 児童・家族省 財源 国民保険 給付内容 賃金相当額。年収325,050クローネを超える部分はカバーされない。

3 保育サービス

	フランス	ドイツ	イタリア	オランダ	ノルウェー
保育所	<p>【集団託児所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置運営主体 市町村、民間、非営利団体 財源 市町村に対しては、家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は市町村からの補助金を受給できる。 料金 パリ市の運営する保育所では1人1か月30～5701-0(親の所得に応じて変わる)。 パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1,5001-0程度。 利用者 0～3歳児。市町村立の保育所の場合、当該自治体の住民でなければ利用できない。 利用状況 1999年の設置数は4,300か所、受入人数は13万8,400人である。1997年に行われた調査(雇用・連帯省DREES)では、3歳未満の乳幼児の9.5%が託児所に預けられている。 	<p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置運営主体 地方自治体、教会、福祉団体等 財源 設置費用は、州が50%、自治体が25%、設置主体が25%を負担 料金 州毎に定められる。ノルトライン・ヴェストファーレン州の保育所の料金は0～312,911-0。親の年収で決まる。 利用者 0～3歳児 利用状況 ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合、対象年齢層に占める保育所利用者の割合は2.3%。 	<p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置運営主体 公立：コムーネ(地方自治体) 私立：教会等 財源・料金 公立の場合 コムーネ(国が州を経由して財政支援) 利用者 3か月～3歳未満の乳幼児 利用状況 1992年時点で公立保育所の定数約10万人、私立保育所約5,000人。入所待ちが多いといわれる。 	<p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置運営主体 非営利団体等 財源・料金 非営利の保育所に対しては、国からの補助金が市町村を通じて拠出される。民間の保育所の場合、市町村から補助金を受けているところもあるが、ほとんどの費用は親の支払う料金によって賄われる。0～4歳児に係る平均保育費用は時間当たり51-0。 利用者 0～4歳 利用状況 保育施設を利用している乳幼児の割合は、22.5%(2001年) 	<p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置運営主体 地方自治体と民間が半々 財源・料金 公共、民間ともに国、地方自治体がほとんどを負担している。親の負担は少額 利用者 0～5歳児 利用状況 1～5歳児の約66%が利用。(2002年)